

## **【事案 I - 2】 契約無効確認請求**

・平成 29 年 7 月 6 日 申立取下げ

### **<事案の概要>**

入院保障の変更との案内で手続きを行ったが、終身共済契約について、保障内容が大幅に変更される転換契約となっており、申立人が期待している保障内容ではないことから、現在の契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

本件終身共済契約は無効である、との判断を求める。

- (1) 平成 19 年 10 月に申立人留守時に職員が訪れ、後日来てほしいと申立人の妻が伝えたが、「入院保障の変更で簡単なので署名・捺印をして欲しい」と言われるがままに署名・捺印を行った。
- (2) 平成 28 年 8 月に妻が申立人の保障見直しを行いたいと思い、証書を見て、職員に説明を求めたところ、知らないうちに平成 12 年契約の終身共済が解約されていたことに気付く。新契約では保障内容が大幅に変更され、積立金が特約にあてられているおり、また、申込書、告知書の署名・捺印以外は当時の職員による記入である。
- (3) 被申立人に対し、私の意向に沿った保障契約内容変更を求めたが、明確な根拠の説明がないまま、現契約は有効であるとの回答であり納得できない。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 平成 19 年 10 月に、申立人（契約者）が不在にもかかわらず、言われるがまま署名・押印したことや、現在に至り被転換契約が全く知らないうちに解約されていたことに気付いたとあるが、当時のやり取りは記憶上のことであり信憑性の確認ができない。
- (2) 申立人は、家族（契約者の妻）による代筆のため、申立人本人の真意ではないことを主張するが、日々の生活を共にする夫婦間において、夫に対し契約の事実を伝えていなかったのか、それが真実であるかは、甚だ疑問であり、その主張は理解しがたい。
- (3) 申立人は、円満な解決を求め、相応の掛金負担を意思表示してきたとあるが、共済団体側の非を認めさせ契約を元に戻すことを強く希望されており、被申立人としては、契約の有効性の他に契約の保障内容の有利性を説明しようとしたが、被申立人の話を聞いていただける状況ではなく、申立人経緯書は事実と相違している部分がある。

- (4) 平成 19 年 10 月に締結した終身共済は、申立人（契約者）の意向に沿って契約したものであり、平成 22 年の共済金請求や平成 24 年の終身共済の入院特約から医療共済への乗換は当契約に基づき手続きが行われているため、契約は有効との判断を求め、申立人の申立てを認めることはできない。

#### ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、申立人は、以下の審議会の見解に対して理解を示し、現行契約内容を受け入れ、当該申立てを取り下げ、裁定手続を終了した。

- (1) 本件契約転換に関して制度そのもののしくみの十分な説明にもとづき、申立人本人の納得を得たうえで契約をすべきものといえるが、この点に関する申立人、被申立人の主張は真っ向から対立しており、当審議会においては事実認定を行うことは困難である。
- (2) 一方で、本件転換契約が申立人の入院保障の充実という意向については反映された内容となっていること、掛金負担の面および今後の申立人の健康状態など不確実な要素を考慮すると、当該契約を存続させることが申立人にとって有益である。